

議 第 二 号

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例  
の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の  
規定により提出します。

平成十八年三月十七日

提 出 者

議 員

赤 間 次 彦

” 鈴 木 勇 治

” 渡 辺 公 一

” 笠 原 哲

” 八 島 幸 三

仙 台 市 議 会 議 長

柳 橋 邦 彦 様

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「当該額に、議長及び副議長にあつては百分の五を、議員にあつては百分の三をそれぞれ乗じて得た額」を「議長にあつては五万円を、副議長にあつては四万円を、議員にあつては一万五千元」に改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

理由

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間における議長、副議長及び議員の報酬月額を減額するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。